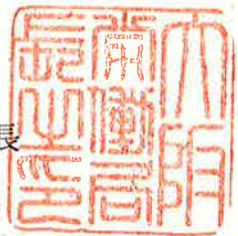




大労発基0513第3号  
令和2年5月13日

建設業労働災害防止協会 大阪府支部長 殿

大阪労働局長



## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第148号。以下「改正政令」という。）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第192号。以下「改正告示」という。）が、令和2年4月22日に公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員等に対し周知方お願ひいたします。

### 記

#### 第1 改正の趣旨及び概要等

##### 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めることとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、労働者に健康障害を生じさせるおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、必要な規制を行っている。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。

以下「令」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。）、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）等について、所要の改正を行ったものである。

## 2 改正政令の概要

### (1) 特定化学物質の追加

特定化学物質（第2類物質）に、「溶接ヒューム」を追加とともに、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」の「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削除したこと。この結果、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業又は業務について、新たに作業主任者の選任（法第14条関係）、作業環境測定の実施（法第65条関係。塩基性酸化マンガンに係る業務に限る。）及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施（法第66条第2項前段関係）が必要となること。

### (2) 溶接ヒュームに係る作業環境測定の適用除外

特定化学物質（第2類物質）に適用される規制のうち、作業環境測定を行うべき作業場については、溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場を除いたこと。

## 3 改正省令の概要

### (1) 特化則（溶接ヒュームへのばく露防止）関係

ア 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じることを義務付けたこと。

イ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することを義務付けたこと。

ウ イによる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じることを義務付け

たこと。

エ ウの措置を講じたときは、その効果を確認するため、イの作業場について、イの測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することを義務付けたこと。

オ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けたこと。

カ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業場についてのイ及びエによる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けたこと。

キ カの呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期に、カの呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することを義務付けたこと。

ク イ又はエによる測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することを義務付けたこと。

ケ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除することを義務付けたこと。

コ 事業者からオ又はカの呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用することを労働者に義務付けたこと。

## (2) 特化則（健康診断）関係

金属アーク溶接等作業に係る業務に従事する労働者について、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断の実施を義務付けたこと。さらに、健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものについては、医師による追加の健康診断の実施を義務付けたこと。

## 4 改正告示の概要

### (1) 評価基準関係

管理濃度に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その管理濃度を「マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 」に

引き下げたこと。

(2) 特化則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）関係

局所排気装置の具備すべき性能に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その抑制濃度を「マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ 」に引き下げたこと。

(3) 測定基準関係

個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング）による作業環境測定の対象となる「低管理濃度特定化学物質」に「マンガン及びその化合物」を追加したこと。また、特定化学物質の濃度の測定方法等に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その試料採取方法について、測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法としたこと。

## 5 施行日、準備行為及び経過措置

ア 改正政令、改正省令及び改正告示は、令和3年4月1日に施行することとしたこと。

イ 改正政令については、改正後の令第6条第18号に掲げる作業（改正前の令第6条第18号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和4年3月31日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しないこととしたこと。

ウ 改正省令の3(1)イの適用については、事業者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、厚生労働大臣の定めるところにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととしたこと。

エ 改正省令の3(1)イの屋内作業場については、令和4年3月31日までの間は、改正省令の3(1)ウ、エ、カからクまで及びコ(3)(1)カの呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）は、適用しないこととしたこと。

オ その他所要の経過措置を改正省令及び改正告示に設けることとしたこと。

## 第2 細部事項

### 1 改正政令関係

#### (1) 令別表第3関係

ア 塩基性酸化マンガンのばく露による有害性については、塩基性酸化マンガンを含む溶接ヒューム及び溶解フェロマンガンヒュームのばく露による神経機能障害が多数報告され、その多くには、ばく露量－作用関係が認められた。さらに、塩基性酸化マンガンに関する特殊健康診断において、一定の有所見者(2.4%)が認められた。これらを踏まえ、塩基性酸化マンガンを特定化学物質(第2類物質)に追加したこと。

イ 溶接ヒュームのばく露による有害性については、含有されるマンガンによる神経機能障害に加え、溶接ヒュームのばく露による肺がんのリスクが上昇していることが多数報告され、ばく露量－作用関係も大規模疫学研究等で確認された。このため、溶接ヒュームとマンガン及びその化合物の毒性、健康影響等は異なる可能性が高いことから、溶接ヒュームを独立した特定化学物質(第2類物質)として追加したこと。

#### (2) 令第21条関係

金属アーク溶接等では、溶接不良を避けるため溶接点での風速制限があり、実態調査において、仮に管理濃度(溶接ヒューム中のマンガン濃度)を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ とした場合、第3管理区分に相当する作業場所が6割程度を占めたこと等を踏まえると、仮に局所排気装置等の設置が可能である場合であっても、全ての事業場において、局所排気装置等を用いた作業環境改善措置のみによって溶接ヒューム中のマンガン濃度を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ (レスピラブル粒子。以下同じ。)まで一律に低減させることは困難と見込まれる。このため、溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、作業環境測定及びその結果に基づく措置の実施を義務付けないこととし、改正省令において、有効な呼吸用保護具の使用等の溶接ヒュームのばく露を防止するための措置を義務付けたこと。

## 2 改正省令関係

### (1) 特化則第38条の21第1項関係

ア 本項の「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源と

する溶接、溶断、ガウジングは含まれないこと。なお、自動溶接を行う場合、「金属アーク溶接等作業」には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付ぐ等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれないこと。

イ 本項の「全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置」の「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置及び局所排気装置が含まれること。

#### (2) 第38条の21第2項関係

ア 本項で規定する空気中の溶接ヒューム濃度の測定は、屋内作業場における作業環境改善のための測定でもあることから、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に限定して義務付けたこと。

イ 本項の「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われないものを行う屋内作業場は含まれないこと。

ウ 本項の金属アーク溶接等作業の方法を「変更しようとするとき」には、溶接方法が変更された場合、及び、溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合が含まれること。

エ 本項及び本条第4項で規定する測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。

#### (3) 第38条の21第3項関係

ア 本項の「その他必要な措置」には、溶接方法、母材若しくは溶接材料等の変更による溶接ヒューム発生量の低減、集じん装置による集じん又は移動式送風機による送風の実施が含まれること。

イ 本項の規定は、本条第2項の測定結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回る場合、又は、同一事業場における類似の金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業場に係る本条第2項の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等の措置を十分に検討した場合であって、その結果を踏まえた必要な措置をあらかじめ実施しているときに、さらなる改善措置を求める趣旨ではないこと。

#### (4) 第38条の21第5項関係

本項は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときには、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付ける趣旨であること。

(5) 第38条の21第7項関係

ア 本項に規定する呼吸用保護具の装着の定期的な確認は、面体と顔面の密着性等について確認する趣旨であることから、「呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）」という規定は、フード形、フェイスシールド形等の面体を有しない呼吸用保護具を本項の確認の対象から除く趣旨であること。

イ 本項の規定により記録の対象となる確認の「結果」には、確認を受けた者の氏名、確認の日時及び装着の良否が含まれ、当該確認を外部に委託して行った場合は、受託者の名称等が含まれること。

(6) 第38条の21第9項関係

本項の「水洗等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機による清掃が含まれるが、当該真空掃除機を用いる際には、粉じんの再飛散に注意する必要があること。

(7) 別表第3及び別表第4関係

ア 別表第3第62号及び別表第4第51号に規定する業務に係る健康診断は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、医師による特殊健康診断を行うことを義務付ける趣旨であること。

イ 別表第3第62号及び別表第4第51号に規定する健康診断の項目は、マンガン及びその化合物に係る健康診断の項目と基本的に同一であること。

ウ 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法（昭和35年法律第30号）に基づくじん肺健康診断が義務付けられていることに留意すること。なお、同法の解釈（昭和53年4月28日付け基発第250号）では、「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないと示されていること。当該健康診断と同様、特化則に基づく健康診断に係る対象者についても、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があること。

(8) その他

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンを特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けることに伴い、以下の作業管理等に関する規定等が適用となること。

- ア 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第35条）
- イ ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
- ウ 不浸透性の床（特化則第21条）
- エ 関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）
- オ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
- カ 特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条）
- キ 休憩室の設置（特化則第37条）
- ク 洗浄設備の設置（特化則第38条）
- ケ 噫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
- コ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）

### 3 改正告示関係

#### （1）評価基準関係

評価基準別表第30号のマンガン及びその化合物に係る管理濃度は、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）及び欧州委員会（EC）科学委員会の提案理由書及びそれらに引用されている文献等を踏まえ、マンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ としたこと。

#### （2）測定基準関係

ア 測定基準第10条第5項の改正は、マンガン及びその化合物に係る作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（個人サンプリング法）によることができるることを規定した趣旨であること。

イ 測定基準別表第1のマンガン及びその化合物の項の中欄に規定する「第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置」とは、レスピラブル粒子を捕集できる分粒装置付きの試料採取機器であって、すでに粉じんに係る作業環境測定で使用されているものと同様のものであること。

政令第百四十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八条号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二条第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別表第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同号中34の2を34の3とし、34の次に次のように加える。

34の2 溶接ヒューム

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八条号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八条号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一〇十七 （略）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九〇二十三 （略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 （略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一〇十七 （略）

十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。）

十九〇二十三 （略）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 （略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に

19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の  
2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の  
3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで  
の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係  
若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生  
労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱  
い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿  
分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において  
若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の  
当該作業場

#### 八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は  
次のとおりとする。

#### 一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号  
5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は  
31の2に係るもの）を製造し、若しくは取り扱う業務  
(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8  
若しくは32に係るもの）を製造する事業場以外の事業場において  
これらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、  
15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、  
22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げ  
る物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15  
、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、  
の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るも  
のを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを

掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2  
、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで  
、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係  
るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるもの  
を行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

#### 八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は  
次のとおりとする。

#### 一・二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号  
5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は  
31の2に係るもの）を製造し、若しくは取り扱う業務  
(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8  
若しくは32に係るもの）を製造する事業場以外の事業場において  
これらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、  
15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、  
22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げ  
る物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15  
、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、  
22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げ  
る物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15  
、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、  
の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るも  
のを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを

除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四(六) (略)

2・3 (略)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1 (32) (略)

33 マンガン及びその化合物

33 の2 (34) (略)

溶接ヒューム

三 35 34 の3 (37) (略) (略)

除く。)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るもの)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四(六) (略)

2・3 (略)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質

1 (32) (略)

33 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)

33 の2 (34) (略)

(新設)

三 35 34 の2 (37) (略) (略)

○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第一百条第一項、第一百三条第一項及び第一百十三条、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第五条、第七条第四号、第十四条第三項、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十三条第一項第三号及び第二項、第三十四条の二第三項、第四十三条並びに第五十条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十八条号、第二十一条第七号及び第二十二条第一項第三号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

## 目次

第一章～第五章	(略)
第五章の二	特殊な作業等の管理 (第三十八条の五～第三十八条の二十一)
第六章～第十章	(略)
附則	

改正前

## 目次

第一章～第五章	(略)
第五章の二	特殊な作業等の管理 (第三十八条の五～第三十八条の十九)
第六章～第十章	(略)
附則	

## (適用の除外)

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

## 一〇七 (略)

八 令別表第三第二号34の3に掲げる物又は別表第一第三十四号の三に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の

## (適用の除外)

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3、19の4、22の2から22の4まで若しくは23の2に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号（令別表第三第二号11の2、18の2、18の3、19の3又は22の2から22の4までに掲げる物を含有するものに限る。）に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。

## 一〇七 (略)

八 令別表第三第二号34の2に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物（以下この号及び第三十八条の二十において「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)

粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)

(測定及びその記録)  
第三十六条 (略)

3 2 第三十六条 (略)  
事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2  
若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6ま  
で、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2か  
ら19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、  
27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物  
に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第  
一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」  
といふ。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する  
事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別  
表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、  
三十年間保存するものとする。

4 (略)  
3 2 第三十六条 (略)  
事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2  
若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6ま  
で、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2か  
ら19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、  
27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物  
に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第  
一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」  
といふ。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する  
事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別  
表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、  
三十年間保存するものとする。

(測定及びその記録)  
第三十六条 (略)

3 2 第三十六条 (略)  
事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若し  
くは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11  
の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2か  
ら22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33  
の2若しくは34の3に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸  
等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場に  
おいてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第  
二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間  
保存するものとする。

3 2 第三十六条 (略)  
事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若し  
くは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11  
の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2か  
ら22の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33  
の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸  
等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場に  
おいてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第  
二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間  
保存するものとする。

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

(金属アーク溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーケ溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーケ溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーケ溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けることを要しない。

2 事業者は、金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場に

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の2、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の2に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

		おいて、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするとときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
3		事業者は、前項の規定による空气中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。
4		事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その効果を確認するため、第二項の作業場について、同項の規定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
5		事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならぬ。
6		事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。
7		事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。
8		事業者は、第二項又は第四項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。
二	測定方法	
一	測定日時	

別表第三（第三十九条関係）	業	務	期間	項目
九	七	六	五	四
測定箇所	測定結果	測定条件	測定箇所	測定結果
測定を実施した者の氏名	八	七	六	五
測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要	八	七	六	五
測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要	九	一〇	九	一〇
事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除しなければならない。	九	一〇	九	一〇
労働者は、事業者から第五項又は第六項の呼吸用保護具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。	九	一〇	九	一〇

別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第四十三条の七、第三十九条関係）	別表第一（第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第四十三条の七、第三十九条関係）
一〇三十二（略）	一〇三十二（略）
三十三 マンガン又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のもを除く。	三十三 マンガン又はその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
三十三の二・三十四（略）	三十三の二・三十四（略）
三十四の二 溶接ヒュームを含有する製剤その他の物。ただし、溶接ヒュームの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。	三十四の二（略） （新設）
三十四の三（略）	三十四の二（略）
三十五～三十七（略）	三十五～三十七（略）

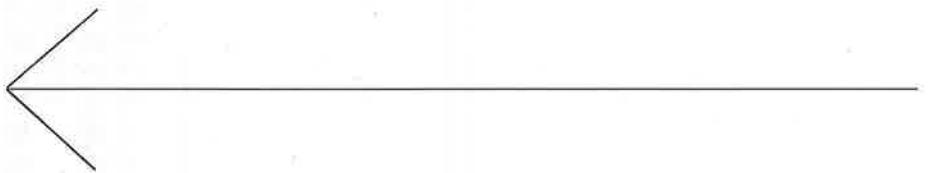
別表第四 (第三十九条関係)	(略)	業務	項目	(略)			(略)
					(六十七)	(六十三)	
							溶接ヒューム(二) れをその重量の一 パーセントを超えて含有する製剤その他 の物を含む。 ーを製造し、又は 取り扱う業務
							六月
							一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 溶接ヒュームによるせき 四 振顫、書字拙劣、歩行障害 五 不随意性運動障害、発語 六 流涎、発汗異常、手指の 振顫、書字拙劣、歩行障害 七 たん、仮面様顔貌、膏顏 八 群様症状の既往歴の有無の 検査 九 せき、たん、仮面様顔貌 十 膏顏、流涎、発汗異常、 手の振顫、書字拙劣、歩 十一 行障害、不随意性運動障害 十二 発語異常等のパーキンソン 症候群様症状の有無の検

別表第四 (第三十九条関係)	(新設)	業務	項目	(略)			(新設)
					(六十六)	(六十三)	

(五)   (五)	(五)
(略)	の重量の一パーセントを 超えて含有する製剤その 他の物を含む。」を製造 し、又は取り扱う業務
二 呼吸器に係る他覚症状又は 自覚症状がある場合は、胸部 理学的検査及び胸部のエツク ス線直接撮影による検査	三 パーキンソン症候群様症状 に関する神経学的検査
四 医師が必要と認める場合は 尿中又は血液中のマンガン の量の測定	

(五)   (五)	
(略)	

様式第三号（裏面）を次のように改める。



## 様式第3号（第41条関係）（裏面）

備考

- 1 口□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴を開けたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健診診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通じ順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他のものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1-ジメチルヒドロジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4-アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	216	シアノ化カリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	217	シアノ化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアノ化ナトリウム（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2-ジエクロロロブタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンに含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釀剤を含む。）の5%を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロルベンジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルフアナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4-ジオキサン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名P.C.B.）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリエンジソシアート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2-ジクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルト-トリジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニッケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノゾベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	ステレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリラルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	228	アフルオロエチレン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ペータープロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロロフェノール（別名P.C.P.）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	258	オルト-トルイジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	234	メタジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンモニウム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
209	オルト-フタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫酸化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	260	溶接ヒューム（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		
212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	硫酸及びその化合物（アルシン及び硫酸ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第二条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改正後	改正前
		別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）	別表 作業場の種類（第三条—第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）
一	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場	一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場	一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場
二	（略）	二 （略）	二 （略）
三	労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2及び34の3に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二及び第三十四号の三に掲げる物並びに次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場	三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場	三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
四	（略）	四 （略）	四 （略）
五	（略）	五 （略）	五 （略）

業場十ヶ所の選択の中、「又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類」や「、作業環境測定を行ふことができる作業場の種類又は個人サンプリング法の実施の有無」による。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(測定等に関する経過措置)

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーケ溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーケ溶接等作業」とあるのは「金属アーケ溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーケ溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書及び第二条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則様式第十八号による申請書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○厚生労働省告示第百九十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項、第六十五条の二第二項及び第一百十三条、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項（同令第三十八条の十二第二項、第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（同令第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十二条及び第三十条の規定に基づき、作業環境評価基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月二十二日

作業環境評価基準等の一部を改正する告示

（作業環境評価基準の一部改正）

第一条 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のよう改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表 (第二条関係)		管 理 濃 度
物 の 種 類	(略)	
三十 マンガン及びその化合物	マンガンとして〇・〇五 mg / m <sup>3</sup>	

改 正 前

別表 (第二条関係)		管 理 濃 度
物 の 種 類	(略)	
三十 マンガン及びその化合物(マンガンを除く。)	マンガンとして〇・一 mg / m <sup>3</sup>	

備考  
(略)

備考  
(略)

備考  
(略)

（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第二条 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

## 改正後

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣がする場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号、第三十四号若しくは第三十四号の三から第三十六号までに掲げる物又は一・四ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置につては、そのフレードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四ジクロロ一二一ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。

## 改正前

特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置につては、そのフレードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四ジクロロ一二一ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。

（傍線部分は改正部分）

二 （略）	備考 （略）	物の種類 （略）	値 ラム
		マンガン及びその化合物	マンガンとして〇・〇五ミリグラム

二 （略）	備考 （略）	物の種類 （略）	値 ム
		マンガン及びその化合物 ○ 塩基性酸化マンガンを除く	マンガンとして〇・一一ミリグラム

(作業環境測定士規程の一部改正)

第三条 作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改正後		改正前	
規則別表第四号の作業	(略)	(試験)		(試験)	
		試験の科目	範囲	試験の科目	範囲
規則別表第四号の作業	(略)	規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)	規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)
(略)	(略)	規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)	規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)
法 に掲げる物の分析に関する理論及び方 法	(略)	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百八号)別表第三第一号(6及び8を除く 2、13の2、15の2、21、22、23の3、27の3及び34の2、34の3及び37を除く。)に掲げる物の分析に関する理論及び方 法	(略)	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百八号)別表第三第一号(6及び8を除く 2、13の2、15の2、21、22、23の3、27の3及び34の2及び37を除く。)に掲げ る物の分析に関する理論及び方法	(略)

2 4 (略)	2 (略)	作業場の作業環境について行う分析の技術
		規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術

(講習)

第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の22、10、11、13の2、15の2、27の2、33、34の2、及び21を除く。）に掲げる物の分析	（略）

2 4 (略)	2 (略)	場の作業環境について行う分析の技術
		別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術

(講習)

第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の22、10、11、13の2、15の2、27の2、33、34の2、及び21を除く。）に掲げる物の分析	（略）

(作業環境測定基準の一部改正)

第四条 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(特定化学物質の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならぬ。

4 2  
2・3 (略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有するくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

改 正 前

(特定化学物質の濃度の測定)

第十一条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならぬ。

4 2  
2・3 (略)

4 第二条第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物（同号34の2に掲げる物を除く。）」と、同項第三号ただし書中「相対濃度指示方法」とあるのは「直接捕集方法又は検知管方式による測定機器若しくはこれと同等以上の性能を有するくはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法」と読み替えるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

2、19、21、22、23、27の2若しくは33に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

6  
9  
一〇六（略）

6  
9  
一〇六（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略）	（略）	（略）
インジウム化合物 （略） マンガン及びその化合物	第二条第二項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方	第二条第二項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略）	（略）	（略）
インジウム化合物 （略） マンガン及びその化合物（塩基性酸化マングанを除く。）	第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法	第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法

様式第二号を次のように改める。



## 作業環境測定結果摘要書

											整理番号			
測定対象物の名称					(主成分)									
測定実施	一日目の測定		二日目の測定		第一評 価値	第二評 価値	B測定値 又は D測定値	管理 濃度	管理 区分	作業環境測定士又は作業環境測定機関				
	年月日	M <sub>1</sub>	σ <sub>1</sub>	M <sub>2</sub>	σ <sub>2</sub>					氏名又は名称	登録番号	印		

- 備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。
- 2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、各々に作業環境測定特例許可申請書（様式第1号）に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すこと。
- 3 「測定対象物の名称」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種類以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあっては、「混合有機溶剤」と記入し、（ ）内に主成分の名称を記入すること。
- 4 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M<sub>1</sub>及びM<sub>2</sub>はA測定又はC測定の測定値の幾何平均値をσ<sub>1</sub>及びσ<sub>2</sub>はA測定又はC測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。
- 5 「B測定値又はD測定値」の欄は、B測定値又はD測定値が二以上ある場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値又はD測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

（特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第五条 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第八条第一項（第三十八条の十二第二項、第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四一ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないよう稼働させること。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあっては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四一ジクロロ一二一ブテン若しくは一・四一ジクロロ一二一ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないよう稼働させること。</p>
<p>二 口 (略)</p>	<p>二 口 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第四条の規定による改正前の作業環境測定基準様式第二号による摘要書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。